

## 議案第1号

関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び関市職員の給与に関する条例の一部改正について

関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

### 提案理由

関市特定任期付職員及び関市職員の期末手当の支給率の改定等をするため、この条例を定めようとする。

関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(関市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の関市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第22条第2項（同条第3項又は第1条の規定による改正後の関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに関市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第22条第4項及び第5項若しくは第25条第1項から第3項まで若しくは第6項、関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年関市条例第4号）第4条若しくは第8条又は関市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成21年関市条例第29

号) 第4条第1項若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第22条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。) 107.5分の15

ウ 関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

4 関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年関市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。